

滋賀県とびわこ学院大学との連携・協力  
に関する包括協定書

滋賀県（以下「甲」という。）とびわこ学院大学およびびわこ学院大学短期大学部（以下「乙」という。）は、滋賀の活性化と教育・研究を通じた人材の育成に向けて、相互に連携・協力しながら協働事業に取り組むこととし、次のとおり協定を締結する。

（連携・協力事項）

第1条 甲および乙は、次の事項について、包括的な連携・協力のもと、相互に合意した具体的な事業に協働で取り組む。

- （1）人材育成に関すること
- （2）教育の振興に関すること
- （3）滋賀県の活性化・若者の定着に関すること
- （4）スポーツ振興、健康・福祉の増進に関すること
- （5）その他両者が協議して必要と認められる事項

（期間）

第2条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも改廃の申入れがないときは、さらに1年間同一内容で更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第3条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の細目その他の事項については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

この協定の証として本協定書を2通作成し、甲乙署名捺印の上、各自1通を保有する。

令和7年7月10日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事



乙 滋賀県東近江市布施町29

びわこ学院大学学長

びわこ学院大学短期大学部学長

